

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研 究 科	専 攻	試 験 科 目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅰ（志望専修科目の基礎）刑法研究A	不可

いわゆる信頼の原則に関して刑法解釈学の観点から検討しなさい。

参 照 条 文

刑法（抄）
（刑の変更）
第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。
（他の法令の罪に対する適用）
第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
（刑の種類）
第九条 死刑、懲役、禁錮（こ）、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
（正当行為）
第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
（正当防衛）
第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
（緊急避難）
第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。
（故意）
第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。
（心神喪失及び心神耗弱）
第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。
2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。
（責任年齢）
第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。
（未遂減免）
第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
（未遂罪）
第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。
（共同正犯）
第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
（教唆）
第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

（幫助）
第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。
2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
（従犯減輕）
第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。
（教唆及び幫助の処罰の制限）
第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。
（身分犯の共犯）
第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
（酌量減輕）
第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。
（法律上の加減と酌量減輕）
第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減輕をすることができる。
（殺人）
第二百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。
（予備）
第二百一条 第二百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
（自殺関与及び同意殺人）
第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
（未遂罪）
第二百三条 第二百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。
（傷害）
第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（傷害致死）
第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。
（現場助勢）
第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
（同時傷害の特例）
第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。
（暴行）
第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。
出題に応じて必要な条文を 適宜、参照すること。

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研 究 科	専 攻	試 験 科 目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅱ（志望専修科目の基礎）刑法研究A	不可

承継的共犯について論じなさい。

参 照 条 文

刑法（抄）
 （刑の変更）
 第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。
 （他の法令の罪に対する適用）
 第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。
 （刑の種類）
 第九条 死刑、懲役、禁錮（こ）、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。
 （正当行為）
 第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。
 （正当防衛）
 第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。
 2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
 （緊急避難）
 第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。
 2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。
 （故意）
 第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。
 2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。
 3 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。
 （心神喪失及び心神耗弱）
 第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。
 2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。
 （責任年齢）
 第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。
 （未遂減免）
 第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
 （未遂罪）
 第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。
 （共同正犯）
 第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。
 （教唆）
 第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。
 2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

（幫助）
 第六十二条 正犯を幫助した者は、従犯とする。
 2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
 （従犯減輕）
 第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。
 （教唆及び幫助の処罰の制限）
 第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。
 （身分犯の共犯）
 第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
 2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
 （酌量減輕）
 第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。
 （法律上の加減と酌量減輕）
 第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減輕をすることができる。
 （殺人）
 第二百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。
 （予備）
 第二百一条 第二百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
 （自殺関与及び同意殺人）
 第二百二条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。
 （未遂罪）
 第二百三条 第二百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。
 （傷害）
 第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 （傷害致死）
 第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期徒刑に処する。
 （現場助勢）
 第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくとも、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
 （同時傷害の特例）
 第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。
 （暴行）
 第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。
 出題に応じて必要な条文を 適宜、参照すること。